こうほう　平成30年(2018年) 3月31日号　NO.66

佐倉市の上下水道

発行
佐倉市
上下水道部
住　所
佐倉市海隣寺町97番地

●2面…平成30年度予算の概要　●3面…平成30年度水質検査計画について　●4面…毎月口座振替が選択できます

平成30年度に予定している主な事業

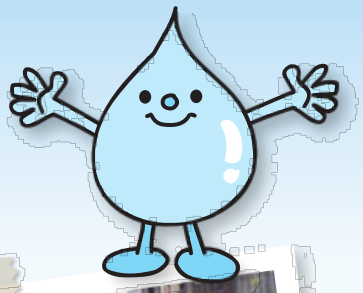

平成30年度に予定している主な事業についてご紹介します。
工事の際には、ご不便・ご迷惑をお掛けしますが、安全第一で
工事を行いますので、ご協力をお願いします。

水道管耐震化工事

大雨により冠水した道路

下水道函渠(雨水)布設工事

水道事業

水道管耐震化工事

水道施設耐震化計画に基づき、老朽管を耐震性の高い水道管に入れ替えます。

白銀、江原台、志津などにおいて、約13ｋｍの耐震化を予定しています。

浄水場施設更新工事

大規模地震などの災害時に、飲料水を配水池に確保するため、緊急遮断装置の更新を実施します。

下水道事業(汚水)

汚水管布設・改築工事

志津地区において汚水管布設工事約470m、志津、千成、稲荷台四丁目などで管渠改築工事約2.3ｋｍ、汚水桝取り付け管改修工事250カ所を予定しています。

人孔ポンプ交換工事

汚水の流れを中継するための人孔ポンプを交換する工事を3カ所予定しています。

災害用マンホールトイレ設置工事

小中学校などの避難所に災害用のトイレとして設置するもので、平成30年度は8カ所の設置を予定しています。(平成29年度は4カ所に設置しました。)

下水道事業(雨水)

浸水対策

大雨などによる浸水被害を軽減するため、京成佐倉駅周辺、ＪＲ佐倉駅周辺で雨水の排水を改良する工事を予定しています。

平成30年度 水道事業・下水道事業会計予算について

平成30年度 水道事業 予算の概要 ※表示は税込金額

安心で安全な水を安定的にお客様にお届けし、健全経営の維持に努めます。老朽化した施設の更新や耐震化を中心に事業を進めます。

収益的収支（水道水を作り、ご家庭に送るための費用と、その財源です）

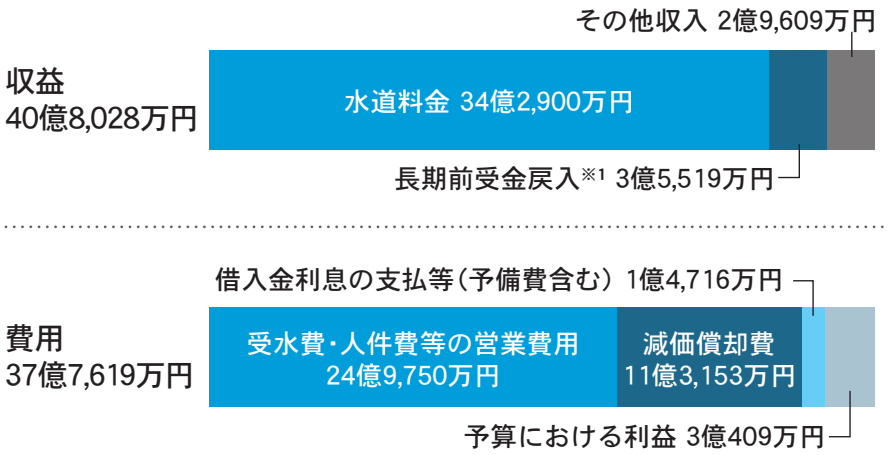

資本的収支（水道施設の更新や耐震化のための費用と、その財源です）

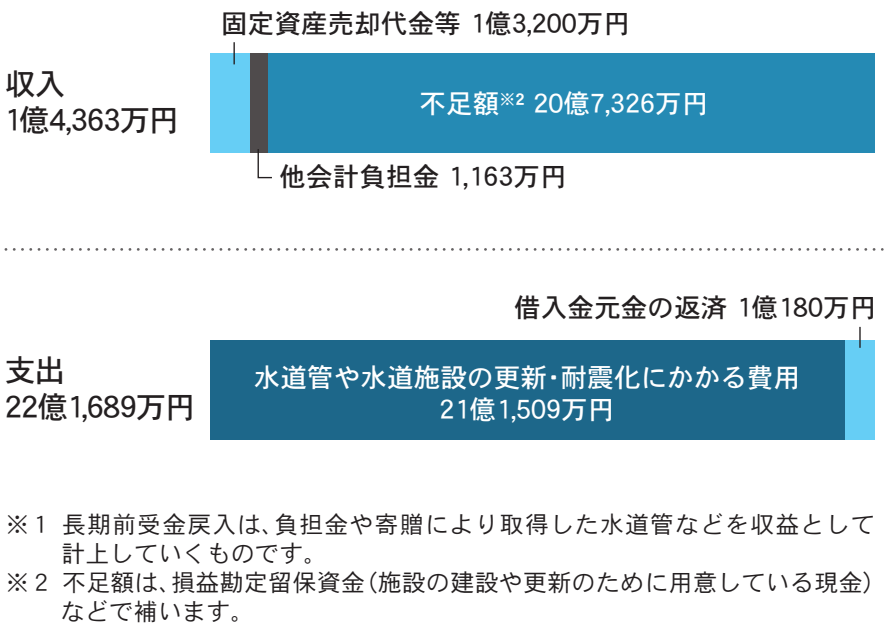

※1 長期前受金戻入は、負担金や寄贈により取得した水道管などを収益として計上していくものです。
※2 不足額は、損益勘定留保資金（施設の建設や更新のために用意している現金）などで補います。

平成30年度 下水道事業 予算の概要 ※表示は税込金額

未普及地区での下水道管の整備を行うほか、老朽化した公共下水道管の更新や中継ポンプ場などの下水道施設の改修を進めます。

収益的収支（汚水処理や、雨水排除するための費用と、その財源です）

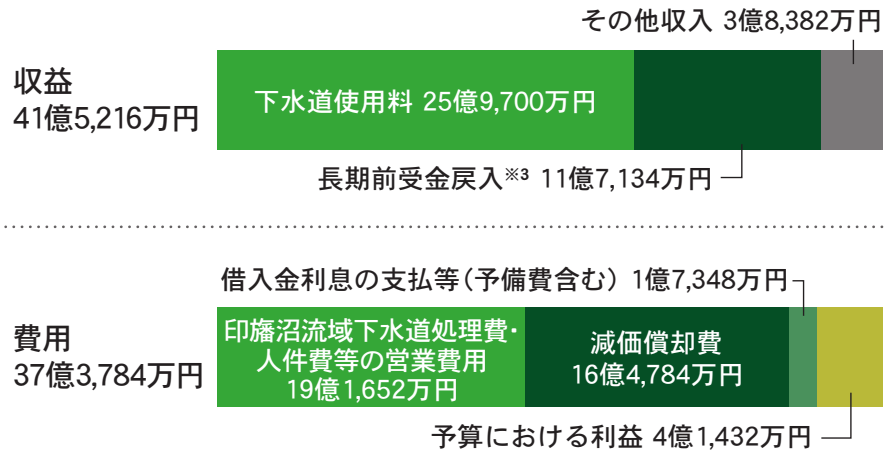

資本的収支（下水道施設の建設や更新・耐震化のための費用とその財源です）

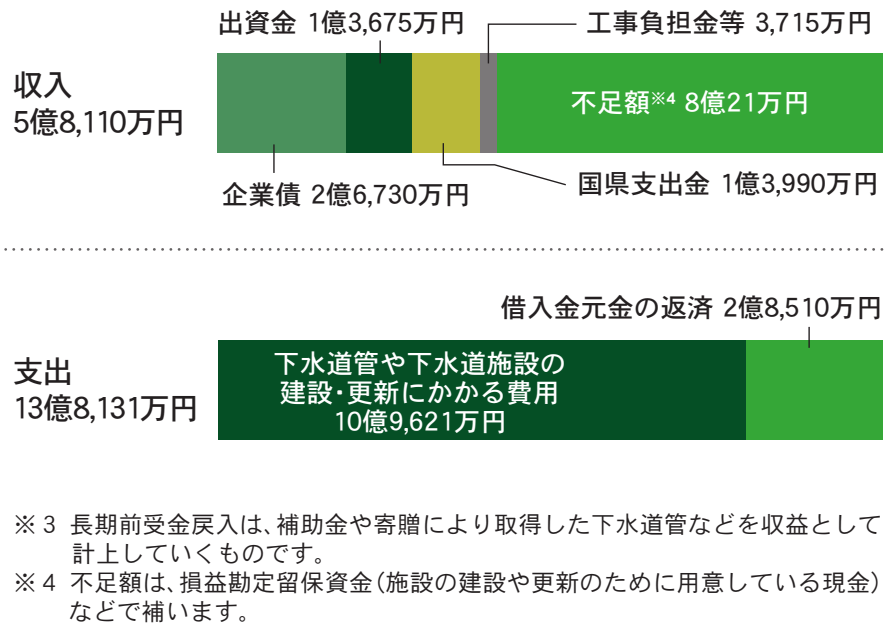

※3 長期前受金戻入は、補助金や寄贈により取得した下水道管などを収益として計上していくものです。
※4 不足額は、損益勘定留保資金（施設の建設や更新のために用意している現金）などで補います。

受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準を定めました

災害時に受水槽の中の水道水を使用できるように、受水槽に非常用給水栓を設置する場合の必要な事項について取扱基準を定めました。

設置には、

①災害時以外の使用を防止する措置がされていること
②給水栓は口径20mm 以下で原則１つとすること
③分岐を設置する場合には仕切弁を設けるなど、水が滞留しない措置を行うこと
④給水栓の取り出し位置は、受水槽の壁面、連通管、流出管または水抜管に設置し、受水槽有効容量の最低水位より高い位置とすること
⑤既設の受水槽に非常用給水栓を設置する場合は、受水槽本体の強度に影響を与えない構造にすること
⑥給水栓は、受水槽の周囲１ｍ以内で、維持管理を妨げない位置とすること
⑦「災害時の使用に限定」のプレート（縦30cm× 横10cm 以上）を掲示すること
⑧施工は佐倉市水道事業指定給水装置工事事業者が行うこと

などの条件があります。

詳細につきましては、下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先】佐倉市上下水道部給排水課　☎043-485-1191（上下水道部代表）

受水槽に設置された非常用給水栓

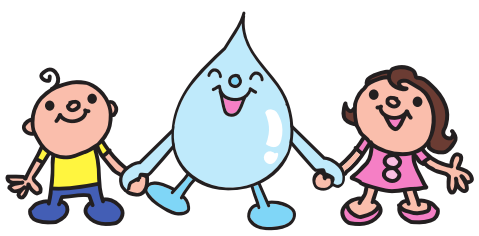

平成30年度水質検査計画を作成しました

平成30年度水質検査計画(概要)

1．はじめに

佐倉市上下水道部では、市民の皆様が安心して水道水を利用していただけるよう、水道法（以下「法」という。）に基づいた水質検査を実施しております。

また、水質検査について、透明性を確保し、適正に実施されていることを皆様にご理解いただけるよう、平成16年度より水質検査計画を公表しています。

平成30年度の水質検査計画の概要については、下記のとおりです。

2．浄水(給水栓)の水質検査計画

法に基づく定期の検査をおこなうために、各浄水場系に1か所ずつ、計3か所で定期の水質検査を行います。

また、水質の状況を広範囲に確認するため、さらに9か所で任意の水質検査を行います。

浄水(給水栓)採水地点一覧

	採水地点名	所在地
南部浄水場系	◎宮前北公園	宮前二丁目
	上の谷公園	山王一丁目
	水質検査室	裏新町
	堀上公園	白銀三丁目
	南部浄水場出口	小篠塚
志津浄水場系	◎健康管理センター	江原台二丁目
	干場公園	中志津一丁目
	えのき公園	染井野二丁目
	志津浄水場出口	上志津原
上座浄水場系	◎井野中学校	宮ノ台三丁目
	上座総合公園	上座
	上座浄水場出口	上座

注)◎は各浄水場系の定期の水質検査地点

検査対象項目は、法で検査が義務付けられている「水質基準項目」と水質検査計画に位置付けることが望ましいとされている「水質管理目標設定項目」を、また「その他の項目」としてクリプトスポリジウム※等を設定します。さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故に関連して、水道水中の放射性物質に対応するため、各浄水場において放射性セシウム(セシウム134及び137)項目を設定します。

水質基準項目については、法の規定に基づいて定期の水質検査地点で、毎月(年12回)検査を行います。また、水道水質等自動計測装置を設置して、残留塩素濃度、色度、濁度について24時間計測します。任意の地点では年４回の検査を行います。ただし、かび臭原因物質２項目については、印旛広域水道の水質検査結果で確認をしているため、定期の水質検査地点で年1回の検査とします。

水質管理目標設定項目については、定期の水質検査地点で年1回以上の検査を行います。

その他の項目については、水質基準項目の検査と一緒に行います。

※クリプトスポリジウム：塩素消毒に対する抵抗性が強い微生物(原虫)で、人間や家畜などの腸管内に寄生します。汚染された食物や水を摂取することで感染し、下痢症などを起こします。

3．原水(地下水系)の水質検査計画

これまでの清浄な水質が引き続き維持されていることを確認するため、水源(井戸)と、これらの井戸水が集まる各浄水場の着水井を原水採水地点とし、水質基準項目のうち自己検査可能な項目を中心に検査対象項目を設定します。また、水道原水中の放射性物質への対応として、各浄水場の着水井において放射性セシウム項目を設定します。

各浄水場の着水井は、毎月(年12回)検査を行います。水源(井戸)は、水源ごとに年1回以上検査を行います。放射性セシウム項目については、年に4回以上検査を行います。

4．臨時の水質検査

水源等で下記のような事項が原因で著しい水質の変化があり、給水栓で水質基準を超える恐れがある場合には、必要に応じて水源や浄水場、給水栓等から採水し、臨時の水質検査を行います。

①浄水処理に異常が生じたとき
②原水の水質が急激に変化したとき
③水源付近や給水区域で消化器系感染症が流行しているとき
④お客様の水道水に異常が認められたとき
⑤水源の水質事故の影響を受けたとき
⑥その他、必要と認められるとき

なお、臨時の水質検査で行う検査項目は、水質基準項目を中心に状況に応じて決定することとします。

5．水質検査計画及び検査結果の公表

当市が作成した次年度の水質検査計画は、概要を毎年３月発行(予定)の広報「佐倉市の上下水道」で公表します。

水質検査計画の詳細については、上下水道部ホームページ、または市政資料室にある「佐倉市上下水道部　平成30年度水質検査計画」をご覧ください。

水質検査結果及び評価については、毎年10月発行(予定)の広報「佐倉市の上下水道」と上下水道部ホームページで公表します。

水道メーターの検針にご協力をお願いします

①メーターボックスの上に物を置かないでください。メーターボックスの中はときどき掃除をして、清潔にしておきましょう。

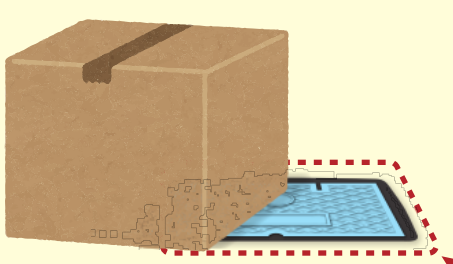

②犬はつないでおいてください

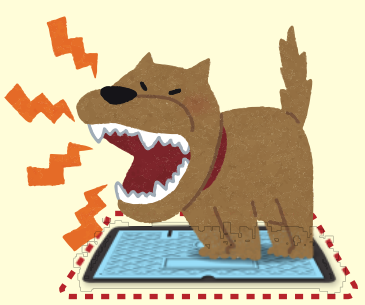

③駐車場にメーターボックスがある場合は、車の移動をお願いすることがあります。

メーターボックス(中に水道メーターが入っています)

※検針できなかったときは、その理由を記したメモをポストに投函させていただいています。

上下水道料金の口座振替で「毎月振替」が選択できます

現在、２か月分の上下水道料金を一括して口座振替をしていますが、その合計料金を２分割して、検針月の翌月と翌々月の口座振替でお支払いできる「毎月振替」が選択できるようになりました。（お申し込みがなければ、従来の２か月分一括の口座振替のままとなります。料金の総額に差はありません。）

なお、検針は、２か月に１回で変更はありません。

毎月振替のイメージ

・2分割して1円未満の端数が生じた場合は、**１回目**の月に加算します。
・従来どおりの２か月分一括の口座振替をご希望の方は、特に変更の手続きは必要ありません。
・**１回目**の口座振替が残高不足による振替不能となった場合は、**２回目**の口座振替日に**１回目**と**２回目**の振替金額の合算額を口座振替します。

隔月振替（従来どおり2か月分の料金を一括して振替）

4月検針	5月振替
15,000円 →	15,000円

毎月振替（2か月分の料金を2分割して振替）

4月検針	5月振替	6月振替
15,000円 →	7,500円	7,500円

毎月振替開始時期

お申込み受付と口座振替の登録が完了後、最初に口座振替データを作成する時点から開始となります。（おおむね検針月の中旬までにお申込みいただいた分が適用になります。）

申込みできる方

①口座振替を利用中の方
②新規で口座振替をお申し込みされる方
※水道の使用を中止した場合または開始に伴い基本料金の日割計算が発生する場合は毎月振替の対象になりません。

申込み方法

佐倉市上下水道お客様センターへご連絡（☎043-486-1555）ください。
ご連絡の際は、お手元に**「上下水道使用水量のお知らせ」（検針票）**があるとお手続きがスムーズです。

●上下水道施設見学会のお知らせ

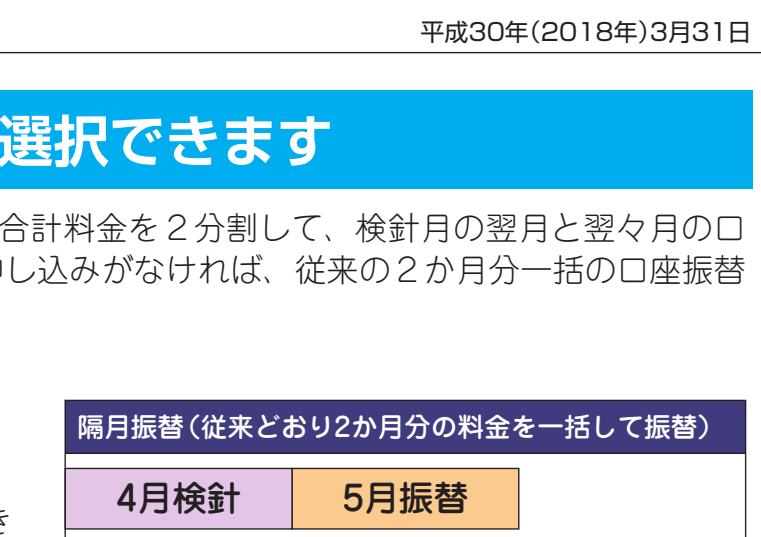

佐倉市上下水道部では、浄水場及び下水道中継ポンプ場の見学会を予定しています。

普段見ることのできない施設の内部を、職員の解説とともに、佐倉市の水はどこでどのように作られているのか、生活排水はどのように流れていくのか、ご覧いただきます。

詳細につきましては、「こうほう佐倉」、「こうほう佐倉市の上下水道」６月１日号に掲載する予定です。

引越しのシーズンです

水道の使用開始･中止の手続きはお済みですか？
お引越しが決まりましたら、下記の連絡先までお早めにご連絡ください。

こんなときもお知らせください

・長期間水道を使わないとき　・使用者名義が変わるとき
・井戸を水源として下水道をお使いの一般家庭で、居住人数が増減したとき

【連 絡 先】佐倉市上下水道お客様センター（業務委託）
第一環境株式会社　佐倉営業所
佐倉市表町四丁目7-1　**☎043-486-1555**

【営業時間】平日及び土曜日の午前8時30分～午後5時15分
ただし年末年始（12月29日～1月3日）を除く。
日曜日･祝日（土曜日を除く）は休業

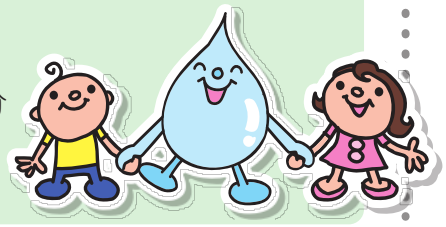

水道水中の放射性物質について

平成30年3月5日現在、浄水場で採取した水道水から、放射性セシウム及び放射性ヨウ素は検出されていません。

今後も皆様に安心してご使用いただけるよう検査を継続していきます。

● 上下水道部へのお問い合わせは
電話番号：043-485-1191　　FAX番号：043-485-1194
E-mail：suidou@city.sakura.lg.jp
ホームページ：http://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/10-1-0-0-0_12.html